

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

印西市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

印西市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務を行っている。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②所得状況に応じて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付している。 ③医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行っている。また、受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ④被保険者の加入期間、所得を把握し保険税を算定し、納税通知書の印刷を行っている。また、口座振替申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外国人登録システム、国民健康保険システム、住民税システム、収納管理システム、口座管理システム、国保遡及システム、統合宛名システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、高額療養費支給システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表（24、44の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表（情報提供の根拠） 項番2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173 （情報照会の根拠） 項番48, 69, 70, 71 （オンライン資格確認に係る業務） ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部総務課
〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2
電話 0476-42-5111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

市民部国保年金課
〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2
電話 0476-42-5111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	I 1. ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外国人登録システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、住民税システム、収納管理システム、口座管理システム、国保遡及システム、統合宛名システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、高額療養費支給システム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外国人登録システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、住民税システム、収納管理システム、口座管理システム、国保遡及システム、統合宛名システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、高額療養費支給システム、国保情報集約システム	事前	平成29年7月3日より国保情報集約システムの運用が開始される
平成29年7月3日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 27、42、43、44、45、46の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 12、17、27、42、43、44、45、46、62、93、109の項	事前	平成29年7月3日より国保情報集約システムの運用が開始される
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	I 5. ②所属長の役職名	国保年金課長 川村 伸一	国保年金課長	事後	
平成30年6月29日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月29日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部情報管理課	総務部総務課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による新設
令和2年6月30日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務を行っている。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②所得状況に応じて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付している。 ③医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行っている。また、受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ④被保険者の加入期間、所得を把握し保険税を算定し、納税通知書の印刷を行っている。また、口座振替申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務を行っている。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②所得状況に応じて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付している。 ③医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行っている。また、受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ④被保険者の加入期間、所得を把握し保険税を算定し、納税通知書の印刷を行っている。また、口座振替申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備として資格履歴の管理を行っている。 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備として機関別符号の取得を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 1. ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外国人登録システム、国民健康保険システム、固定資産税システム、住民税システム、収納管理システム、口座管理システム、国保遡及システム、統合宛名システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、高額療養費支給システム、国保情報集約システム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外国人登録システム、国民健康保険システム、住民税システム、収納管理システム、口座管理システム、国保遡及システム、統合宛名システム、滞納管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、高額療養費支給システム、国保情報集約システム	事後	
令和2年6月30日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一(16、30の項) ・平成26年内閣府・総務省令第5号第16、24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) - 第9条第1項及び別表第一(16、30の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 12、17、27、42、43、44、45、46、62、93、109の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) : 27、42、43、44の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和2年6月30日	I 6. 他の評価実施機関	総務省、地方公共団体情報システム機構	—	事後	
令和2年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	Ⅳ 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	項目	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の計数か	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	項目	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	事後	
令和4年6月30日	提出時期に係る説明	その他の項目の変更であり事前の提出・公表 が義務付けられない。	変更前の記載を省略	事後	
令和5年6月30日	項目	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の計数か	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	事後	
令和5年6月30日	項目	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務を行っている。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②所得状況に応じて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付している。 ③医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行っている。また、受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ④被保険者の加入期間、所得を把握し保険税を算定し、納税通知書の印刷を行っている。また、口座振替申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備として資格履歴の管理を行っている。 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備として機関別符号の取得を行っている。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務を行っている。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②所得状況に応じて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付している。 ③医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行っている。また、受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ④被保険者の加入期間、所得を把握し保険税を算定し、納税通知書の印刷を行っている。また、口座振替申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) : 27、42、43、44の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。) (別表第二における情報提供の根拠) : 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) : 27、42、43、44の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条、第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認に係る業務) ・番号法第9条第1項及び別表第一項番30 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和6年9月27日	項目	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	事後	
令和6年9月27日	項目	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一（16、30の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表（24、44の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和6年9月27日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。） （別表第二における情報提供の根拠） : 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 （別表第二省令における情報提供の根拠） : 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） : 27、42、43、44の項 （別表第二省令における情報照会の根拠） : 第20条、第25条、第25条の2、第26条 （オンライン資格確認に係る業務） ・番号法第9条第1項及び別表第一項番30 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表（情報提供の根拠） 項番2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 （情報照会の根拠） 項番48、69、70、71 （オンライン資格確認に係る業務） ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明